

平成28年4月1日現在

給付の種類	受けられる条件	受けられる額																																						
療養の給付	病気やけがについて次の給付が受けられる。 ①診察 ②薬剤、治療材料の支給 ③処置、手術 ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	義務教育就学前 : 診療に要した費用の8割 義務教育就学以後70歳未満 : 診療に要した費用の7割 70歳以上75歳未満 : 診療に要した費用の8割 (現役並み所得者 : 7割)																																						
入院時食事療養費	保険医療機関等に入院し、食事の提供を受けたとき	入院時食事療養に要した費用の額から標準負担額を除いた額																																						
療養費	保険診療が受けられなかったことがやむをえないと認められたとき	保険診療の範囲内の額																																						
訪問看護療養費	基準に適合すると主治医が認めた者が、指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき	訪問看護に要した費用の7割の額																																						
移送費	傷病が重くて治療のため患者輸送の必要があると認められるとき	法令で定められた基準により算定された額																																						
病 気 や け が を し た と き	高額療養費	<p>《69歳以下の方（平成27年1月受診分以降）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担限度額</th> <th>過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目からの限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 901万円超の世帯および所得の確認ができない世帯</td> <td>252,600円+医療費が842,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 600万円超 901万円以下</td> <td>167,400円+医療費が558,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円超 600万円以下</td> <td>80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円以下</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注釈）賦課基準額は、所得から基礎控除33万円を差し引いた額の世帯の合計額。</p> <p>《70歳～74歳の方》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療費の負担割合</th> <th>外来（個人ごと）の自己負担限度額</th> <th>入院および世帯の自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>3割</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算 (過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目からの限度額は44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2割（注釈）</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者「2」 (世帯全員が住民税非課税世帯の方)</td> <td>2割（注釈）</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者「1」 (世帯全員が住民税非課税世帯で、それぞれの所得が0円となる方、年金収入のみ場合は1人80万円以下)</td> <td>2割（注釈）</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注釈）生年月日が昭和19年4月1日以前の方で一部負担金の割合が1割の方も、自己負担限度額は2割の方と同額です。</p> <p>ア 被保険者1人について、同一月内に同一医療機関ごとに自己負担限度額を超えたとき</p> <p>イ 同一世帯で同一月内にアの自己負担限度額を超えたとき</p>	区分	自己負担限度額	過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目からの限度額	住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 901万円超の世帯および所得の確認ができない世帯	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	140,100円	住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 600万円超 901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	93,000円	住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円超 600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	44,400円	住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円以下	57,600円	44,400円	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	区分	医療費の負担割合	外来（個人ごと）の自己負担限度額	入院および世帯の自己負担限度額	現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算 (過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目からの限度額は44,400円)	一般	2割（注釈）	12,000円	44,400円	低所得者「2」 (世帯全員が住民税非課税世帯の方)	2割（注釈）	8,000円	24,600円	低所得者「1」 (世帯全員が住民税非課税世帯で、それぞれの所得が0円となる方、年金収入のみ場合は1人80万円以下)	2割（注釈）	8,000円	15,000円
区分	自己負担限度額	過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目からの限度額																																						
住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 901万円超の世帯および所得の確認ができない世帯	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	140,100円																																						
住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 600万円超 901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	93,000円																																						
住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円超 600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算	44,400円																																						
住民税課税世帯 賦課基準額（注釈） 210万円以下	57,600円	44,400円																																						
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円																																						
区分	医療費の負担割合	外来（個人ごと）の自己負担限度額	入院および世帯の自己負担限度額																																					
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた金額の1%を加算 (過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目からの限度額は44,400円)																																					
一般	2割（注釈）	12,000円	44,400円																																					
低所得者「2」 (世帯全員が住民税非課税世帯の方)	2割（注釈）	8,000円	24,600円																																					
低所得者「1」 (世帯全員が住民税非課税世帯で、それぞれの所得が0円となる方、年金収入のみ場合は1人80万円以下)	2割（注釈）	8,000円	15,000円																																					
お産をしたとき	出産育児一時金	妊娠4か月以上で分娩したとき	市区町村により異なる																																					
死亡したとき	葬祭費	被保険者が死亡したとき	市区町村により異なる																																					
備考	<p>◎出産育児一時金及び葬祭費の給付内容は、各市区町村の条例や規約により定めることになっているため、その給付内容は市区町村により異なる。</p> <p>◎傷病手当金及び出産手当金は任意給付となっているため、給付の有無は各市区町村の判断に委ねられている。</p>																																							

法律の改正にご注意下さい。